

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊交規第365号

平成30年6月18日

自動二輪車及び原動機付自転車に係る駐車環境の整備の推進について（通達）

自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）に係る駐車環境については、自動二輪車が駐車可能な駐車場が増加傾向にあるほか、全国的には地域の交通実態に応じた自動二輪車等に係る駐車禁止規制の緩和が進められているところである。

そこで、交通の安全の確保に最大限配慮するとともに、他の交通の妨害にならないことを前提に、下記の点に留意し、関係機関等と連携・協力しながら、自動二輪車等に係る駐車環境の整備を推進されたい。

記

1 駐車場の整備に向けた関係機関への働き掛けの推進

交通の安全と円滑の確保を担う交通警察としても、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の整備は重要な課題であることから、自動二輪車等の駐車需要や地域の交通実態を踏まえ、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、自動二輪車等の駐車需要が認められる場所において、既存路外駐車場における自動二輪車等の利用を可能とする設備等の整備や自動二輪車等が駐車可能な路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の新設が図られるよう働き掛けること。

また、市町村に対して、自動二輪車等が駐車可能な駐車場の附置に係る条例の整備について働き掛けること。

2 自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しの推進

自動二輪車等を規制の対象から除外していない駐車禁止規制を行っている路線のうち、自動二輪車等の駐車需要が高いと認められるにもかかわらず、周辺に自動二輪車等が駐車可能な駐車場が十分に整備されていないもの（以下「駐車環境の整備を要する路線」という。）について、一般に自動二輪車等の車体は四輪車と比べて小さいことを踏まえつつ、駐車禁止規制の対象から自動二輪車等を除外する見直しが可能かどうかを検討すること。

また、当該路線の交通実態に応じて、駐車禁止規制の廃止、自動二輪車等を対象とする駐車可規制及び駐車方法の指定、自動二輪車等を対象とする時間制限駐車区間規制の実施等による見直しの可否についても検討すること。

3 留意事項

(1) 駐車需要が高い路線等からの優先的な点検

駐車規制の見直しに係る路線の点検に当たっては、自動二輪車等の駐車需要がより高いと認められる路線及び歩車道の区別のある路線から優先的に点検を進めること。

(2) 警察本部との連携

路線の点検及び検討の結果、駐車禁止規制の廃止又は変更を行うこととなった場合には、道路標識等の整備が必要となるため、警察本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）と連携を密にすること。

(3) 自動二輪車等の利用者に対する広報

自動二輪車等に配慮した駐車規制の見直しを行った区間については、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、積極的に自動二輪車等の利用者に対する広報を行うこと。

4 駐車環境の整備を要する路線等の報告

(1) 駐車環境の整備を要する路線

自動二輪車等の駐車需要や地域の交通実態、路外駐車場の整備状況を踏まえ、駐車環境の整備を要する路線がないかを点検し、次の要領により交通規制課を通じて報告すること。

ア 報告内容

(ア) 駐車環境の整備を要する路線の有無

(イ) 「有り」の場合

- ・ 路線名（区間）
- ・ 対象となる車両種別
- ・ 整備を要する理由

イ 報告期限

平成30年7月20日（金）

ウ 報告方法

別記様式1により本件担当宛て電子メールにて報告すること。

(2) 関係機関への働き掛け及び駐車規制見直しの検討結果

前記4(1)で駐車環境の整備を要するとした路線については、前記1のとおり、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して、所要な働き掛けを行った上で、路外駐車場の整備が困難なもの、又は、整備可能で見直しは立っているが早期整備が図れないものについては、駐車禁止規制の対象から自動二輪車等を除外する見直しを検討し、次の要領により交通規制課を通じて報告すること。

ア 報告内容

(ア) 駐車環境の整備を要する路線名（区間）

(イ) 関係機関への働き掛け状況

- ・ 働き掛けを行った日時
- ・ 働き掛け先（担当者）
- ・ 働き掛け先の意見、又は、整備方針

(ウ) 駐車規制見直しの検討状況

- ・ 駐車規制見直しの可否又は方法
- ・ 駐車規制見直しの可否の理由
- ・ 駐車規制見直しの対象車両種別

イ 報告期限

平成30年10月28日（金）

ウ 報告方法

別記様式2により本件担当宛て電子メールにて報告すること。

※ 別記様式（略）